

益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、P F I 法第 8 条の規定により、民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果を公表する。

平成 17 年 5 月 11 日

益田地区広域市町村圏事務組合  
代表理事 益田市長 牛尾郁夫

## 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業における 民間事業者の選定に関する客観的な評価の結果について

### 第 1 特定事業の内容

#### 1. 事業名

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業

#### 2. 対象となる施設

##### (1) 名称

益田地区広域クリーンセンター

##### (2) 事業実施場所

島根県益田市多田町地内

#### 3. 事業概要

本事業は、広域組合構成市町村から発生する収集及び持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣、汚泥等を適正に処理するために、本事業を実施する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備し運営を行うものである。

#### 4．事業範囲

選定事業者が行う事業の範囲は以下のとおりである。

##### (1) 施設の整備段階における業務

- 機械設備の設計・施工
- 建築物等の設計・施工
- 本施設の工事監理
- 生活環境影響調査
- 国庫補助金申請手続き
- 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
- 周辺住民への対応
- 管理区域の清掃及び除草
- その他本事業を実施するうえで必要な業務

##### (2) 施設の運営段階における業務

- 処理対象物の受入れ及び処理
- 副生成物等の有効利用又は最終処分
- 環境保全の管理
- 本施設の維持管理
- 施設見学者への対応
- 本施設の警備
- 管理区域の清掃及び除草
- 広域組合への本施設所有権の移転手続き
- その他本事業を実施するうえで必要な業務

#### 5．事業方式

事業方式は、選定事業者が本施設を所有することとしたうえで本施設の整備・運営及び維持管理を一体的に行い、事業契約に示される期間満了後、広域組合に本施設の所有権を移転するBOT (Build Operate Transfer) 方式である。

## 第2 入札方式及び事業者選定スケジュール

### 1. 入札方式

本事業において民間事業者の選定については、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により実施した。

### 2. 事業者選定スケジュール

日 程	項 目
平成16年 3月 1日(月)	実施方針の公表
平成16年 8月 5日(木)	特定事業の選定の公表
平成16年 8月 6日(金)	入札公告及び入札説明書等の公表
平成16年 8月 20日(金)	参加意志確認書の受付期限
平成16年 8月 20日(金)	入札説明書等に関する質問受付期限（第1回）
平成16年 9月 17日(金)	上記質問に対する回答の公表
平成16年 9月 30日(木)	参加表明書の受付期限
平成16年10月 1日(金)	応募者番号の通知
平成16年11月 5日(金)	第一次審査書類の受付
平成16年12月 6日(月)	第一次審査結果の通知
平成16年12月 10日(金)	入札説明書等に関する質問受付期限（第2回）
平成16年12月 27日(月)	上記質問に対する回答の公表
平成17年 2月 7日(月)	第二次審査書類の受付
平成17年 3月 14日(月)	落札者決定及び公表

## 第3 審査委員会の設置

広域組合は、民間事業者の選定にあたり、下記の5名で構成される益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業に係るPFI事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。

審査委員長 光 多 長 温（鳥取大学教育地域科学部教授）  
審査委員 上 原 徹（島根大学総合理工学部助教授）  
審査委員 樋 口 隆 哉（山口大学工学部社会建設工学科助手）  
審査委員 大 石 大（公認会計士）  
審査委員 笹 川 清（益田市総務部長）

## 第4 落札者の決定

入札公告時に公表した落札者決定基準に基づき、審査委員会が第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を実施し、審査委員会からの審査報告に基づき広域組合が落札者を下記のとおり決定した。審査の内容については、別途公表の審査委員会による「審査講評」を参照のこと。

代表事業者：三菱重工業株式会社

構 成 員：三菱重工環境エンジニアリング株式会社，高橋建設株式会社

協力事業者：三菱商事株式会社，西部重環オペレーション株式会社

## 第5 落札金額

金8,000,000,000円

(事業期間中に広域組合が選定事業者を支払う金額であり、消費税及び地方消費税を含んでいない。)

## 第6 財政負担額の比較

### 1. 評価の方法

選定事業者の提案に基づき本事業をPFI事業として実施することにより期待される、事業期間を通じた広域組合の財政負担の縮減及び広域組合が受けるサービスの向上について評価を行った。

広域組合の財政負担見込額の算定にあたっては、地方交付税措置等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2. 定量的評価

本事業における広域組合の財政負担額について、広域組合が直接実施する場合と選定事業者が提案に基づき実施する場合とを比較し、現在価値換算で約28億円(約35%)の縮減ができるとの結果が得られた。

項目	金額（現在価値換算後）	割合
広域組合が直接実施する場合(a)	7,950 百万円	100
PFI事業として実施する場合(b)	5,148 百万円	65
財政負担見込みの軽減額(a-b)	2,802 百万円	35

注) aについては、平成16年8月5日に公表した特定事業の選定における前提条件から算出した。bについては、落札金額に対し、交付税収入を控除するとともに、モニタリング費を加算した。

### 3. 定性的評価

選定事業者の提案に基づき本事業をPFI事業として行うことにより、以下のような定性面での効果を期待することができる。

- ・ 施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括かつ長期契約を前提に性能発注を行うことにより、設計・施工リスク、資金調達リスク、施設保有リスク、運営（運転）に起因するリスク等が選定事業者へ移転されるため、選定事業者の経営能力、技術力、経験等が十分に発揮され、より効果的かつ効率的な事業実施が期待できる。
- ・ 選定事業者が資材品等の調達コストに係るマーケットリスク等を負うことによる独自の調達ルート・長期契約等を活用した価格抑制効果や、本施設の運営に伴って発生する副生成物の有効利用への柔軟な対応が期待でき、資源循環と最終処分量の減量化への寄与が期待できる。
- ・ 要求水準書に基づく定期的なモニタリングと業績に連動した支払いシステムにより、安定的にサービス水準を確保することができる。
- ・ 施設見学者対応、周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画、運転状況のわかりやすい情報開示方法の採用等に選定事業者の有する多様なノウハウの活用が期待できる。
- ・ 実施方針に掲げた「安心・安全で安定した施設の稼働」、「リサイクルの推進」、「環境負荷の低減」、「周辺環境との調和」、「地域との連携と融和」及び「ライフサイクルコストの削減」への寄与が期待できる。